

I. 最重点要望事項

1. 原子力発電所における事故発生時の支援体制の整備について

要 旨

このたびの東日本大震災において、原子力発電所からの放射能もれの事故は、地域住民の区域外退去により、集団移転という未曾有の事態となりました。

また、農林業作物では、放射能汚染により地域経済の停滞を招き、全体的な復興の工程表が見えにくい状況が続いています。

本県においても、島根原子力発電所で事故が発生した場合には、数時間で境港市・米子市はもちろん、鳥取県西部地域にも放射能が拡散するとの研究報告が鳥取大学医学部で行われております。万が一そのような事故が発生した際には従前の半径数キロメートルというくくりでなく、地形的要因で「ホットスポット」が発生し市町村及び地域単位での区域外退去をせざるを得ない状況も想定されます。

つきましては、事故発生時の災害支援・対策を始め、県内での居住地の受け入れも含めた協力・支援体制の整備確立に対する推進をお願いします。

併せて、より実行的なEPZの設定がされるよう国に対して働きかけをお願いします。

2. 地方交付税の総額確保について

要 旨

地域主権を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」が段階的に廃止され、地方が自由に使える一括交付金「地域自主戦略交付金」が平成23年度から創設されました。

地方では経済の疲弊、高齢化が深刻であり、一般財源の確保が重要な課題になっています。このような状況の中で、偏在性が少なく、安定的な地方税体系への見直し、財源確保機能を踏まえた地方交付税総額の適切な確保に取り組むとともに、平成24年度においては町村の地方交付税が前年度水準を下回ることをないよう総額の確保を国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。

3. 町村福祉事務所設置後の支援について

要 旨

町村福祉事務所設置後の支援について、1年限りではなく、数年間の支援をお願いします。

町村福祉事務所を設置後、実際に事務事業にあたってみての課題も見えてきています。そうした課題・問題点については逐次改善をしていきたいと考えています。

その中で、最も難しい課題のひとつが生活保護事務に係る査察指導員（スーパーバイザー）の配置・養成であります。

県福祉事務所におかれては、長年にわたって積み上げてこられた実績、ノウハウ、人材をお持ちですので、仮に現業員（ケースワーカー）未経験者が配置されても、比較的容易に対応ができるのではないかと想像をします。

翻って、町村福祉事務所の場合、組織としての経験は未熟ですし、また現業員（ケースワーカー）を経験した職員は原則的にいませんので、必然的に未経験者を配置することになります。

そうした、町村の事情を斟酌していただき、1年限りではなく今しばらくの間、査察指導員（スーパーバイザー）の派遣及び生活保護事務における指導職員の定期的な派遣指導と、現在県福祉事務所に配置されている就労支援員の町村ケースへの協力など人的な支援をお願いします。

4. 特別支援教育の充実について

要 旨

発達障害者支援法では、発達障がい児がその障がいの状況に応じ、十分な教育を受けられるよう適切な教育的支援、支援体制の整備等、必要な措置を講じるよう国・地方公共団体に求めています。

近年、発達障がい及び傾向の児童生徒が増加する傾向にあり、LD等特別支援非常勤講師の配置、特別支援教育総合推進事業の導入、また、LD等専門員の巡回指導や特別支援学校の通級指導を利用していますが、児童・生徒の障がいの状況は多種に及び、支援を必要とする児童生徒数に対して教員配置や適切な指導が充分とは言えません。

特別支援教育に要する教職員の加配措置及び、少人数指導等の配慮をしていただきますようお願いいたします。

5. 道路網の整備促進並びに県道整備事業の一部負担金について

要 旨

道路網の整備は、地域の産業経済の振興、生活の向上、観光地へのアクセスなど地域発展の根幹となる重要なものであり、その整備改良には緊急かつ重要な課題であります。

つきましては、下記事項について国等への要望並びに整備改良していただきますようお願いいたします。

また、県道整備（単県事業）の地元負担率を15%から10%への引下げをお願いいたします。

- 1 山陰自動車道の早期完成と「北条道路」の事業着手
- 2 「米子IC～落合JTC間」の高速道路無料化社会実験区間凍結の解除及び米子自動車道「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期整備
- 3 地域高規格道路の整備改良
 - (1) 「北条湯原道路」の早期完成
 - (2) 「江府三次線」の整備促進
 - (3) 「鳥取豊岡宮津自動車道」の早期整備
- 4 一般国道及び主要地方道の整備改良
 - (1) 国道482号の整備促進
つく米～茗荷谷の改良整備、県境～兵庫県秋岡の早期着工
 - (2) 国道180号南部バイパスの早期完成
 - (3) 国道179号の歩道拡幅改良
 - (4) 主要地方道津山智頭八東線の早期着工
智頭町～八東町
 - (5) 主要地方道鳥取鹿野倉吉線の拡幅改良
三朝町砂原～片柴・三朝町大瀬～倉吉市八屋

(6) 主要地方道倉吉青谷線の拡幅改良

引地地区・松崎地区

(7) 一般県道木地山倉吉線河戸橋架替事業の早期完成

(8) 主要地方道倉吉江府溝口線（旧大山環状道路）の沢安全対策並びに砂防整備の促進

(9) 大山広域農道（第1、第2）の県管理道路への格上げ

6. 河川・海岸対策について

要 旨

鳥取県の3大河川（千代川・天神川・日野川）は鳥取県にとって重要な河川であり、その他の河川についても、飲料水、農業用水にと住民生活にとって最も重要なものであります。

しかしながら、河川整備はまだまだ十分ではなく、更なる整備をしていかなければなりません。

また、海岸においては、浸食・ゴミの漂着など美しい海岸の維持が難しくなってきました。

つきましては、国等への要望並びに整備改良していただきますようお願いいたします。

1 天神川の整備促進について

国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるよう、国・政府・関係機関へ働きかけていただくようお願いいたします。

2 由良川水系河川改修事業について

大島地区・米里地区の浸水地域を解消するため、新瀬戸橋の上流及び北条川放水路上流の改修など、引き続き確実な事業の推進と必要な財政の確保をお願いします。

3 蒲生川の整備促進について

4 県管理河川の適正な管理並びに支援について

高齢化、人口減などでボランティアの協力が難しくなっており、年間を通じた除草作業、脇枝の除伐、河川内の浚渫などの適正な管理をお願いします。

5 海岸浸食防止対策の推進について

人口リーフなど浸食防止対策工事が行われ一定の成果はあるものの、今なお海岸浸食の進行は顕著である。

6 海岸漂着ごみ等の処理事業の継続について

「地域グリーンニューディール基金」事業の延長を国に要望していただくこと及び平成24年度以降も海岸管理者が実施主体となり、関係市町村に経費負担を強いることなく、漂着ごみ等の処理等をお願いします。